JANISの対象施設における有床診療所の取り扱いについて

1. 問題点

2014年から J A N I S への病床規模による参加要件を撤廃したことに伴い、有床診療所もその対象となった。しかし、病院と有床診療所では、医療法上、施設基準や人員配置基準が異なっており、有床診療所は J A N I S が目的としている院内感染や薬剤耐性菌のサーベイランスにそぐわないと考えられる。

2. 対応案

有床診療所を対象としない取り扱いとしてはどうか。

2-1. 実施マニュアル Ver4.0 (平成27年1月改訂版) に記載追加 現行

3サーベイランスへの参加と脱退

3-1 参加医療機関の募集

地域医療計画課は、参加医療機関を都道府県を通じて募集する。募集は、原則として 年に1回行う。

変更案

3サーベイランスへの参加と脱退

3-1 参加医療機関の募集

地域医療計画課は、参加医療機関<u>(原則として19床以下の診療所を除く。)</u>を都道府県を通じて募集する。募集は、原則として年に1回行う。

2-2. 実施要綱 Ver2.0 (平成26年9月改訂版) に記載追加

現行

第4 事業の実施

1 参加医療機関の募集

厚生労働省医政局地域医療計画課は、本サーベイランスへの参加を希望する医療機関を、都道府県を通じて募集する。

変更案

第4 事業の実施

1 参加医療機関の募集

厚生労働省医政局地域医療計画課は、本サーベイランスへの参加を希望する医療機関 (原則として19床以下の診療所を除く。)を、都道府県を通じて募集する。